

新規(新造機)の第二種機体認証申請ガイド

機体認証における新規(新造機)とは

⇒型式認証を受けた型式の無人航空機であって、航空の用に供していない無人航空機を言います。

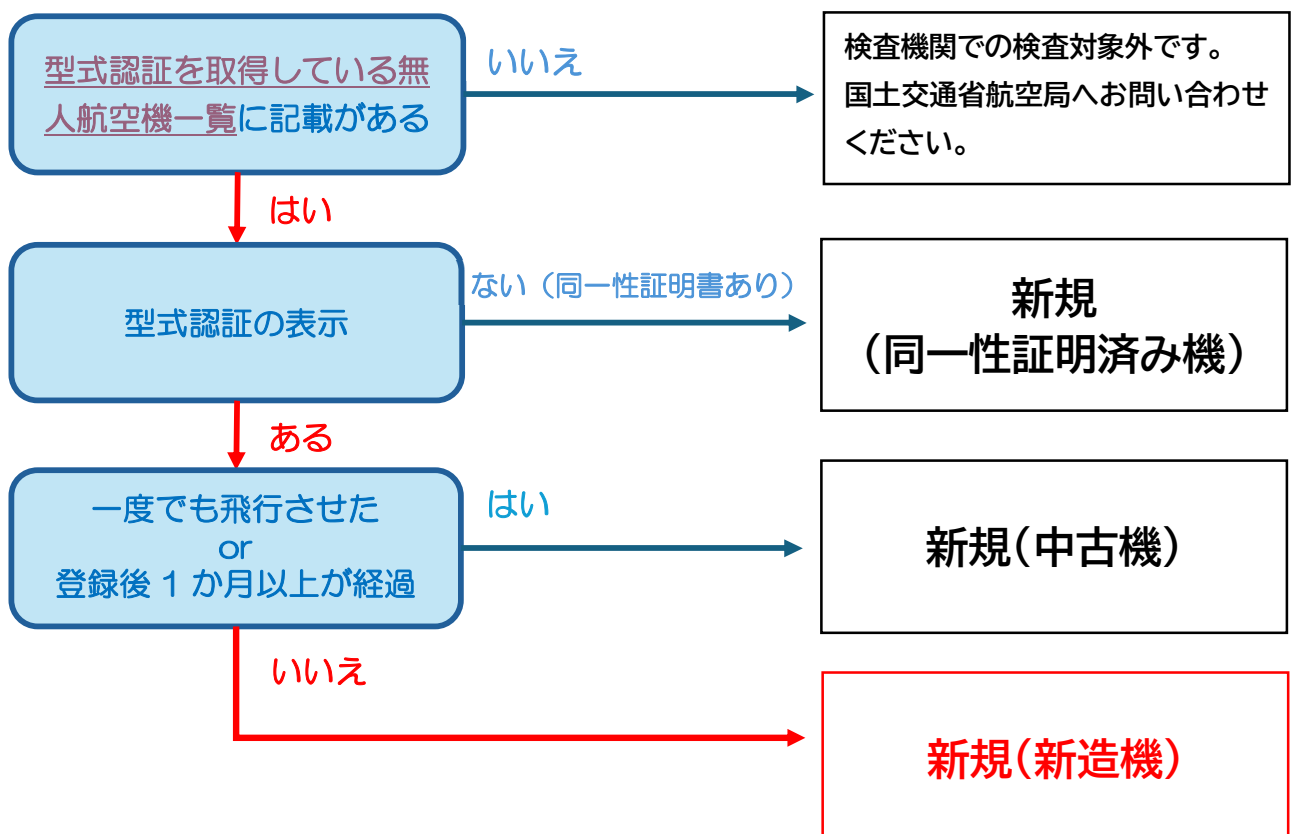
- ・「型式認証」とは: それぞれの型式に対してメーカーが取得するものです。
- ・「航空の用に供する」とは: 屋内、屋外問わず 1 度でも飛行させることを言います。(機体登録から 1 か月を経過した場合も「航空の用に供したものと」して扱われますのでご注意ください。)

つまり、購入してから一度も飛行させておらず、登録から 1 か月を経過していない機体のことです。

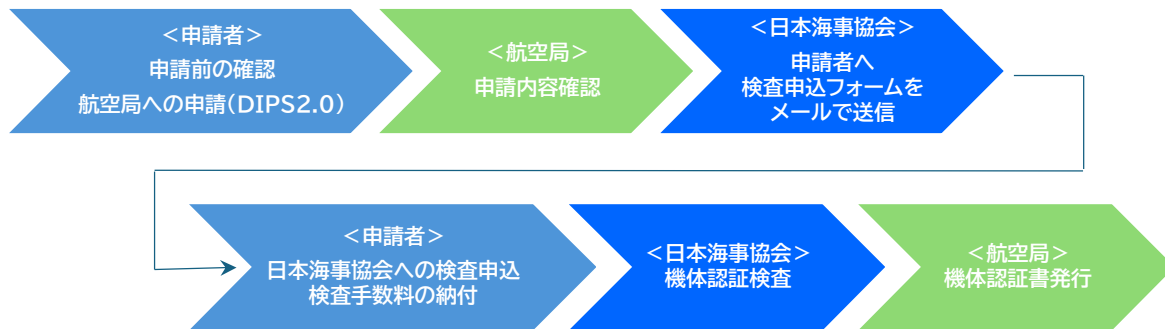
※ただし、型式認証を取得した型式の機体でも、型式認証取得日より前に販売されたものは、同一性証明書を取得したものに限り「同一性証明済み機」となります

新規(新造機)は、第二種型式認証を有している機体であることを証明する書類(必要な事項を写した写真)を添付するのみで機体認証を受けることができます。

新規(新造機)判定フローチャート



新規(新造機)機体認証検査の流れ



ステップ1 申請前の確認

- ☑ 第二種型式認証を取得している型式であること
機体に**型式認証書番号(TC No. OO 等)の表示**があることを確認してください。
表示がない場合は、[日本海事協会 HP](#)に戻り、「新規(同一性証明済み機)」のガイドに進んでください。
- ☑ 機体登録を行い機体登録記号を取得すること
必ず型式認証を受けた無人航空機として登録する必要があります。
国土交通省のホームページ「[型式認証を取得している無人航空機一覧](#)」に記載されている**情報(“型式認証保有者(製造者名)”、“型式名”等)**を航空局のドローン情報基盤システム(DIPS2.0)に**正しく入力**してください。

(例) 製造者名は「DJI JAPAN 株式会社」、
型式名は「DJI Mini 4 Pro 【DJI 式 DJI Mini 4 Pro 型】」
- ☑ 機体登録から1か月以内であること
- ☑ 新品として購入してから一度も飛行させていないこと
これをどちらか一つでも満たしていない場合は、[日本海事協会 HP](#)に戻り、「新規(中古機)」のガイドに進んでください。

新規(新造機)として申請する場合は、上記全てのチェック項目を満たしている必要があります。

ステップ2 航空局への申請

航空局の[ドローン情報基盤システム\(DIPS2.0\)](#)から、機体認証新規申請へ進み、[ドローン情報基盤システム操作マニュアル「機体認証申請編」](#)に従って申請情報を記入します。

※ 以下に、特に問い合わせの多いチェック項目について解説します。

- ☑ **事前調整済みにチェック**
機体認証検査においては航空局、検査機関との事前調整は必要ありません。
- ☑ 「航空の用に供していない」にチェック
- ☑ 「型式認証等を受けた者(自作機については設計及び製造者)による整備有無」の「無」にチェック
- ☑ 「検査書類(上記以外の参考事項を記載した書類)」に必要事項を写した画像ファイル(JPG)を添付 ※申請に添付する写真の撮り方(5ページ)を参照
機体の型式認証情報(型式名、型式認証書番号、製造番号)の表示が鮮明に写っている写真(申請の一か月以内に撮影されたもの)の画像ファイルを添付してください
※ 画像の加工、偽造その他不正の疑いがある場合は手続きを保留することがあります
- ☑ 検査の希望場所は「東京都」と入力
- ☑ 検査機関の希望は「一般財団法人 日本海事協会」を選択
- ☑ 検査時期の希望は「申請日の翌日」を入力
- ☑ 使用目的は「空撮、趣味、インフラ点検」等、適宜入力
「飛行禁止空域の飛行」及び「飛行の方法」のチェック欄については、型式認証で認められたものだけを選択してください。型式認証で認められているものは[国土交通省航空局のホームページ](#)にある「型式認証を取得している無人航空機一覧」で確認できます。

ステップ 3

日本海事協会への検査申込

DIPS への申請が完了すると、国(航空局)により申請内容の確認(申請に必要な資料等が添付されていること)が行われます。申請内容に修正等が必要な場合は、国(航空局)から DIPS にて修正指示が送られますので適宜ご対応をお願いします。

国(航空局)による確認の結果、申請内容に問題がなければ、日本海事協会から『【検査手続きのご案内】第二種機体認証について』というタイトルのメールが送付されます。メール本文中の URL から検査申込みフォームに移動し、検査の申込み手続きをお願いします。

ステップ 4

検査手数料の納付

検査申込み確認後、決済サービス代行会社(PG マルチペイメントサービス)から検査手数料に関する『決済手続きのご案内』というタイトルのメールが送付されます。

メール記載の決済サービスにて手数料額を確認後、決済手段を選択し入金してください。

決済手段はクレジットカード払いと銀行振込、コンビニ振込が可能です。

ステップ 5

機体認証検査 ～ 機体認証書発行

手数料が入金されると、『◆◆◆第二種機体認証検査入金確認のご案内(一般財団法人 日本海事協会)◆◆◆』というタイトルのメールが送付されます。こちらの入金確認をもって正式に申請完了、検査受付となります。

添付された写真の不具合やその他申請の不備が見つかり、DIPS からメールにて修正が指示される場合がありますので、その際には速やかに対応してください。

また、追加書類の提出の依頼及び修正指示から 30 日を超えても正当な理由なく申請者が対応しなかった場合には、不合格となります。

日本海事協会での検査合格後、『【検査完了のご連絡】第二種機体認証について』というタイトルのメールが送付されます。

以降については国土交通省での手続きとなり、手続き完了後、国土交通大臣から機体認証書が発行されます。

申請に添付する写真の撮り方

機体認証申請に添付する写真には、以下の項目が収められている必要があります。

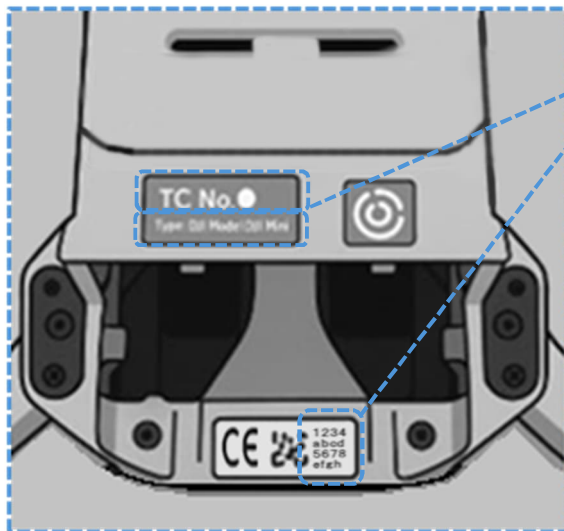
※焦点がずれていたり、光の加減等で表示の内容が読み取れない場合は写真を撮りなおしていただく場合があります。

○ 型式認証の表示(型式名、型式認証番号、製造番号)

メーカーが貼付した表示(シール等)を写します。製造番号は

バッテリーを外した部分に記載されている機体もありますので、ご注意ください。

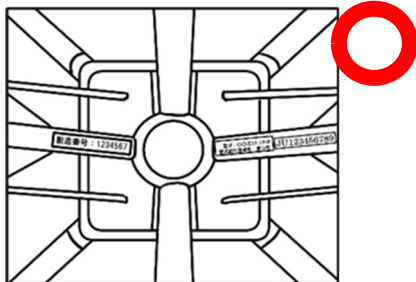
<写真撮影時の注意事項>



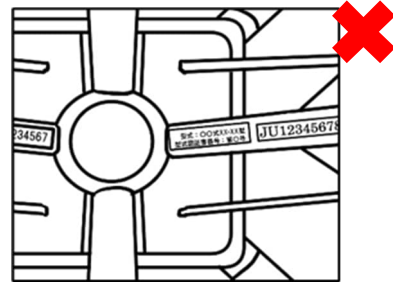
① 型式名、型式認証番号、製造番号が鮮明(読み取れる)に写っていること

② 写真に加工が無いこと

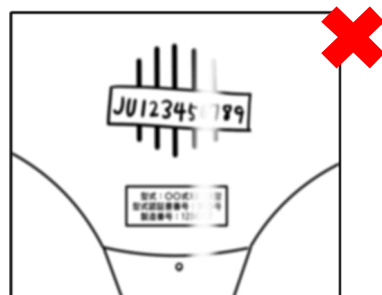
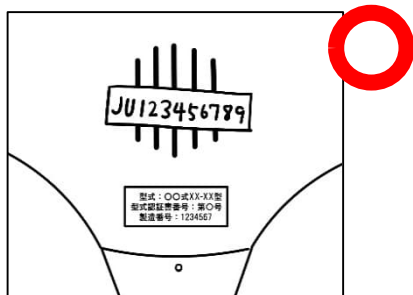
<いい例>



<悪い例>



製造番号等の表示が写真の範囲に収まっていない、途切れている



型式名等の表示が読み取れないほど不鮮明